



## 倫理規範

(2000年3月にバンクーバーにて開催された国際言語テスト学会年次総会にて採択)

(2018年1月国際言語テスト学会執行委員会にて軽微な修正を承認)

国際言語テスト学会(ILTA)によって初めて作成された本倫理規範は、道徳哲学に基づき、専門家としてふさわしい行為の方向性を示す一連の原則である。これは法規、規制のいずれでもなく、実施のためのガイドラインでもないが、すべての言語テスト従事者が充たすべき倫理的行動の基準を示すことを意図するものである。この規範は、別に定められる「実施ガイドライン」(ILTA ウェブサイトにて公開)と関連している。本倫理規範は善行、非悪行、公平、また自律と市民社会への敬意の原則を融合したうえで作成された。

本倫理規範では9つの根本的な原則を定め、一連の注釈で各原則を詳述することで、原則の本質を概ね明らかにする。ILTA 会員は何をすべきで、何をすべきでないか、またより一般的にはどのように振る舞うべきで、ILTA 会員または言語テスト専門家が何を目指すべきであるかについて定め、これらの原則を適用するうえでの固有の難点や例外を特定する。また、注釈によりこの規範の拘束力を更に詳述し、この規範の遵守違反が、ILTA 倫理委員会の勧告によるILTA 会員資格剥奪などの重

大な処罰につながる可能性があることを明らかにする。この規範は（歴史を遡って）他の似たような倫理規範に由来するが、世界中で変わり続ける、社会的・文化的価値のバランスを反映させようとするものである。それゆえに、この規範の解釈は、言語テスト従事者が実施ガイドラインと関連づけながらおこなうべきである。

専門家のための規範は、すべて専門家の良心や判断力を啓発するべきものである。この ILTA 倫理規範は、言語テスト従事者が支持する他の規範に示された責務や責任、また国内的、国際的な法典に基づく義務から言語テスト従事者を解放するものではない。

言語テスト従事者は独立した道徳的主体であり、自らの個人的な道徳的立場により、ある行為に関わることに葛藤が生じることがあるかもしれない。その場合、個人的な道徳的信条に反する行為に関わることを拒否する道徳的権利を、その個人は有する。言語テスト従事者は、自分の信条に反する状況に巻き込まれる可能性が見込まれる職務上のポストに就くことに同意する場合、雇用主や新雇用主にこのことを知らせる責任を負う。雇用主や同僚は、そのような言語テスト従事者が職場で差別されないことを保証する責任を負う。

本倫理規範は実施ガイドライン（ILTA ウェブサイトにて公開）によって具体化される。倫理規範が、言語テスト専門家の道徳観と理想的目標を焦点とする一方、実施ガイドラインは、言語テスト専門

家の実務のための最低限の必要条件を定め、専門家としての非行と専門家として許されない行為について明確化することを焦点とする。

倫理規範と実施ガイドラインのいずれも言語テスト専門職におけるニーズや変化に対応することが必要で、時間の経過と共に、この両方の文書に言語テストと社会の変化に対応した修正を加えることが必要となる。倫理規範は5年以内、あるいは必要に応じてそれより早く見直される。

## **原則 1**

言語テスト従事者は、受験者一人ひとりの人間性と尊厳を尊重する。言語テスト従事者は、言語テストに関するサービスの提供において、専門家として受験者へ最善の配慮をし、あらゆる人のニーズ、価値観、文化を尊重しなくてはならない。

## **注釈**

- 言語テスト従事者は、自覚している範囲において、年齢や性別、人種、民族的背景、性的志向、言語背景、信条、所属政治組織、宗教を理由に受験者を差別したり、利用したりしてはならず、また故意に自らの価値観（例えば社会的、精神的、政治的、イデオロギー的なもの）

を押しつけてはならない。

- 言語テスト従事者は、顧客を利用したり、自身の提供するサービスや着手している調査の目的に関係ない形で顧客に影響を与えようとしたりしてはならない。
- 言語テスト従事者と受験者間の性的関係は、いかなる場合においても非倫理的である。
- （学生、生徒を含む）受験者が関係している言語テストに関する指導、研究は、受験者の同意を必要とする。また同時に、受験者の尊厳とプライバシーの尊重も必要である。これらに関係する受験者は、参加を拒否しても言語テスト従事者が提供する（テストに関する指導、研究、開発、実施における）サービスの質に影響を与えることはない旨を告知されなければならない。受験者に関するいかなる形式のメディア（紙、電子媒体、ビデオ、音声）を使用する場合も、二次的な目的に使用する前に、受験者の同意を得ることが必要である。
- 言語テスト従事者は、関係する利害関係の保持者全員に対して、できる限り有意義な形で自らが生み出す情報を伝える努力を怠ってはならない。
- 可能な場合、受験者は自らの利害に関係するすべての事柄について相談されるべきである。

## 原則 2

言語テスト従事者は、専門的立場において得た受験者に関するすべての情報を機密として取り扱い、そのような情報の共有においては専門的な判断を下さなければならない。

## 注釈

- コピーやファクシミリなどの複製、電子化されたテスト記録やデータ・バンクの広汎な利用や、様々な所からの説明責任要求の増加、また受験者から得られた情報が個人的な内容を含むことを鑑み、言語テスト従事者は、受験者の機密に関する権利を尊重し、テスト従事者と受験者間の関係に関するすべての情報を保護する義務を負う。
- 機密性は、特に記録が採用や任用のために競争関係にある学生、生徒に関することである場合には絶対なものではない。言語テスト従事者の専門家としての義務の根幹としての機密保持と、テスト従事者が社会に対して負う、より広義の責任の間では、注意深くバランスが保たれなくてはならない。
- 同様に、適切な場合においては、言語テスト専門家が提供するサービスの向上のために、言語テスト従事者の専門家の同僚も、自らが所持しない受験者に関するデータにアクセスする権利を有する。そのような場合は、データにアクセスすることを許可された者は、機密の保持に同意しなくてはならない。
- 受験者から直接収集されたものではない受験者に関するデータ（例えば受験者の教師から得たもの）は、同じ機密性の原則に従うものである。
- 例えば言語テスト従事者が専門家の証人として裁判所や法廷に召喚される場合のように、情報開示が法令で要求される場合もある。そのような状況においては、言語テスト従事者は、専

門家としての機密保持の義務から免責される。

### 原則 3

言語テスト従事者は、いかなる試行、実験、処置他の研究活動に従事する際にも、国内外のガイドラインで具体化された、関連する倫理的原則のすべてに忠実であるべきである。

### 注釈

- 言語テストの進歩は研究に依存するもので、研究は必然的に人間の被験者の参加を必要とするものである。このような研究は、一般に認められた学術的探求の原則に従い、専門的文献に関する十分な知識に基づき、最高水準で計画、実行されるものでなくてはならない。
- すべての研究は正当だと認められるものでなくてはならない。つまり、計画された研究は、提示された問いに対してある程度答えが出せると期待できるものでなくてはならない。
- 被験者の人権は、いかなる場合も科学や社会の利害より優先される。
- 被験者に不快やリスクが生じる可能性がある場合は、その研究の利益は考慮しなければならないが、そのような不快やリスクの正当化のためにその研究の利益を利用してはならない。もし予期できない有害事象が生じた場合は、いかなる場合も研究を中止するか、計画を修正しな

ればならない。

- 研究が最高水準の科学的、倫理的規範に則ったものであることを保証するため、独立した倫理委員会がすべての研究計画を評価しなければならない。
- 研究の目的、手法、リスクや不快さに関する情報は事前に被験者に伝えられなければならない。その情報は、被験者に十分に理解される方法で伝える。同意は自由意思に基づき、圧力や強制、強要によるべきではない。
- 研究結果公表前であれば、被験者はいつでも自由に参加を拒否したり、撤回したりできる。そのような参加拒否により被験者の待遇が脅かされてはならない。
- 他者に頼らざるを得ない被験者（例えば生徒、学生、高齢者、言語運用能力に障がいがある学習者）に対しては、事前の同意を得る際に特別な配慮が必要である。
- 未成年者の場合は、同意は親や保護者から得るべきだが、十分に成長していて理解ができるならば、研究に参加する子ども本人から同意を得るべきである。
- 研究において得られた機密情報は、承認された研究計画に記された目的以外に使ってはならない。
- 研究結果の公開は、真実に基づき正確になされなくてはならない。
- 研究報告書の公開によって、研究に関与した被験者が特定されてはならない。

## 原則 4

言語テスト従事者は、専門的知識やスキルの悪用を、可能な限り阻止しなければならない。

### 注釈

- 言語テスト従事者は、受験者に不利となる目的を果たすために専門的知識やスキルを故意に使ってはならない。テスト従事者による介入が、受験者への直接的利益とならない方向に進む場合（例えば他の状況での使用のために作成された言語運用能力テスト試行の研究参加者となるよう要請される場合）、その事情の本質を完全に明確にしなければならない。
- 社会で普及している道徳や宗教などの価値観に従わないことや、歓迎されない移民の立場にあることが、言語能力を評価する決定的要因であってはならない。
- 法的状況がどうであれ、言語テスト従事者は、直接的にも間接的にも、拷問やその他の形での残酷で非人間的な、また品格を下げるような処罰に関わってはならない。

（1975年の東京宣言参照）



## 原則 5

言語テスト従事者は専門的知識を継続的に増やし、その知識を同僚や他の言語の専門家と共有しなければならない。

## 注釈

- 継続的に学習し、個人の知識を増やすことは専門家としての任務の根幹であり、それを怠ることは受験者にとって不利益をもたらすことを意味する。
- 言語テスト従事者は、利用可能な継続学習のためのあらゆる手段を利用しなければならない。これは継続的に言語テスト・プログラムや専門的学会に参加したり、関連の専門的出版物を定期的に読んだりすることを含む。
- 言語テスト従事者は、専門的知識を増やすための重要な手段として、同僚や他の関連する言語の専門家と交流する機会を活用しなければならない。
- 言語テスト従事者は、定評ある専門学術誌での出版や会合で、新しく得た知識を同僚と共有しなければならない。
- 言語テスト従事者は、訓練中の言語テスト従事者の教育と専門家としての成長、またそのような訓練の中核的必須項目となるガイドライン作成への貢献を期待される。

- 言語テスト従事者は、より広範囲にわたる言語に関する専門職領域を学ぶ学生の教育に貢献する準備がなくてはならない。

## 原則 6

言語テスト従事者は、言語テストングに関する職の誠実性を守る責任を共有する。

## 注釈

- 言語テスト従事者は、同僚間において信頼の念と相互の責任感を育むことにより、言語テスト専門家の誠実性を促し、高めなければならない。意見に相違がある場合は、お互いを否定するのではなく、率直に、かつ相手に敬意を払いつつ視点の違いを表現しなければならない。
- 言語テスト従事者は、社会に代わって規範を作り、それを遂行する。したがって、言語テスト従事者の立場は特権的なものであり、専門家としての実務やその実務の誠実性が反映される私生活の側面において、個人的、道徳的水準を適切に保つ義務がある。
- 同僚による専門家らしからぬ行いについて知ることとなった言語テスト従事者は、適切な行動を取らなければならない、これは権限を持つ関連当局に報告することを含む。
- この倫理規範を遵守しないことは、最も深刻な事態として捉えられ、ILTA 会員資格剥奪を含む。

む厳しい処分に至る可能性を有する。

## **原則 7**

社会的役割を果たすうえで、言語テスト従事者は言語テスト、評価と指導サービスの質の向上のために努力し、そのようなサービスの公平な分配を促進し、言語学習と言語運用能力に関する社会教育に貢献しなければならない。

## **注釈**

- 言語テスト従事者は、多くの受験者が非母語話者の地位のために権利を奪われ、権力を持たない点に鑑み、言語テストの提供とサービスの向上を促進する特別の義務を負う。
- 言語テスト従事者は、自らの知識と経験を使い、言語テスト・サービス提供の責任者に対して助言する準備がなければならない。
- 言語テスト従事者は、言語テスト受験者による可能な限りにおいて最善の言語テスト・サービスの受益を保証する支持者として行動し、他者と協力する準備がなければならない。
- 言語テスト従事者は、言語テスト・サービス提供において役割を担う諮問機関、法定機関、ボランティア団体、商業団体と協働する準備がなければならない。

- 言語テスト従事者は、経済的制約やその他の理由によりサービスが最低限保証されるべき水準を下回る場合には、適切な行動を取らなければならない。例外としては、言語テスト従事者が、受験者にとって害とならない場合に限り、そのようなサービスと関係を断たなければならないこともあり得る。
- 言語テスト従事者は、関連する科学的情報や、専門家で確立した意見を適切に解釈し、社会に周知する準備がなければならない。そうする場合は、言語従事者は、自らが定評ある専門機関の代弁者の立場にあるか否かについて、明らかにしなければならない。発表する見解が一般的に支持されるものと食い違う場合には、そのことを告げなければならない。
- 言語テスト従事者が、人種や不利益、子育てなど注意を要する社会、政治問題に関する公の議論に、科学的な裏付けがある貢献をすることは理にかなうものである。
- 言語テスト従事者は、専門的知識に基づく教育者としての役割と、市民としての役割を区別しなくてはならない。
- この原則に定める責任を全うするうえで、言語テスト従事者は自己の売り込みや同僚の否定を避けるよう注意しなければならない。
- 言語テスト従事者は、関連するすべての知識を自分のみが持っていると主張したり、（あるいはそう主張していると見られたり）するようなことがないようにしなければならない。

## 原則 8

言語テスト従事者は、自らがその中で職務を遂行している社会に対する義務を心に留めておかなければならないが、同時に、そのような義務が、受験者や他の利害関係の保持者に対する責任と時には相容れない場合があることを認識しておかなければならない。

## 注釈

- 機関（政府機関、専門団体、大学、学校、会社）に代わってテスト結果を得た場合、その結果が受験者や他の利害関係の保持者（家族や新雇用主など）にとっていかに望まれないものであっても、言語テスト従事者はそれを正確に報告する義務を負う。
- 自らがその中で職務を遂行している社会の一員として、言語テスト従事者は、たとえ自らがその社会におけるテストに関する要件に賛同しない場合でも、その要件を満たす義務を有することを認識しなければならない。その意見の相違が十分に大きく、良心的な反対意見とみなすことができる場合は、言語テスト従事者は自らがおこなう専門的サービスを取り止める権利を有する。

## 原則 9

言語テスト従事者は、良心に基づいて専門的サービスを取り止める権利を有する一方で、自らのプロジェクトに関わるすべての利害関係の保持者に与える可能性がある短期的、長期的影響について、定期的に検討しなければならない。

## 注釈

- 言語テスト従事者は、専門家として、提案されたプロジェクトの倫理的結果を評価する責任を負う。すべての不慮の事態は検討できないにしろ、起こり得る結果については綿密に評価し、専門的見地から容認しがたい結果が予想される場合には、サービスを取り止めなければならない。そのような場合、言語テスト従事者は当然のこととして他の同業者に相談し、どの程度見解が一致するかを定めるべきであるが、見解が同業者と一致しない部分については、良心に基づいて一個人としての立場を取る権利を常に有する。

日本語訳 / Japanese translation:

翻訳者: 澤木泰代 (早稲田大学、日本) / translator: Yasuyo Sawaki (Waseda University, Japan)

査読者 1 : 小泉利恵 (順天堂大学、日本) / reviewer 1: Rie Koizumi (Juntendo University, Japan)

査読者 2 : 柳瀬陽介 (広島大学、日本) / reviewer 2: Yosuke Yanase (Hiroshima University, Japan)